

**葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業委託
に係るプロポーザル実施要領**

令和3年11月

葛城市 保健福祉部 長寿福祉課

**葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業委託に係る
プロポーザル実施要領**

1. 目的

本業務は、食事の調達・調理が困難な在宅の高齢者に対し、配食サービスを行うことにより、当該高齢者の食生活の改善と健康増進を図り、在宅での自立支援と孤独感の解消に資するとともに安否確認を行うため、広く企画提案を募集し、最も適切な者を受託者として選定することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名：葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業委託
(以下「本業務」という。)
- (2) 履行場所：葛城市内
- (3) 業務の内容：【別紙1】「葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業委託に係るプロポーザル仕様書」のとおり
- (4) 委託期間：令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
ただし、契約は各年度の本事業にかかる予算配当があることを契約締結の条件とする。
なお、令和4年4月1日からの事業遂行にあたり、令和3年度受託業者より業務引継ぎを受けること。契約の日から令和4年3月31日までは引継期間とし、委託料は発生しないものとする。
また、契約期間終了時まで、次期受託業者との引き継ぎを完了すること。
- (5) 提案限度額：本業務に係る経費相当額について1食当たりの単価（消費税抜）を提案すること。ただし、1食当たりの単価内訳は、利用者負担金及び市委託料で構成されることとする。なお、利用者負担金については、材料費及び調理費相当の金額とし、1食あたり343円（消費税抜）を限度とする。また、市委託料については、材料費及び調理費相当の金額以外に係る経費とし、391円（消費税抜）を限度とする。
※総額のうち、材料費及び調理費相当の金額については、利用者の自己負担額となるため、受託事業者が直接利用者から徴収するものとする。
※なお、これを超える金額での提案は認められないものとする。
- (6) 担当部署：〒639-2197
奈良県葛城市長尾85番地
葛城市役所保健福祉部長寿福祉課地域包括支援センター
電話：0745-44-3455
FAX：0745-48-3200
Email：koureifukushi@city.katsuragi.lg.jp

3. プロポーザル方式の種別

公募型

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- (1) 令和3年度において葛城市競争入札参加資格を有する業者であること。ただし、資格を有さない業者は「5 入札参加資格を有さない者の参加」を参照のこと。
- (2) 葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過していない者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 本業務を実施するにあたり、法令等の規定により許可、登録等を要する場合、その許可登録等を受けていること。食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による保健所の営業許可を取得していることを必ず含む。
- (7) 国税、地方税を完納していること。
- (8) 自己または自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、および次の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (イ)暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (ウ)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ)自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者
 - (オ)暴力団、または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (カ)暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ)暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者
※連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。
※受託候補者の通知を受けた者が契約の締結までに上記の(ア)から(キ)までのいずれかに該当すると認められるときは、当該落札者又は随意契約の通知を受けた者と契約を締結しないものとします。

※受託候補者が契約に至った場合にあっては（契約の相手方が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）上記の(ア)から(キ)までに掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除します。

- (9) 本業務において、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び、本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。
- (10) 栄養士法（昭和22年法律第245号）に規定する栄養士又は管理栄養士の資格を有する者を業務担当者として従事させることができること。

5. 入札参加資格を有さない者の参加

本要領4（1）に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加書類を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

- (1) 提出期限 令和3年11月16日(火)17時必着
- (2) 提出書類 次に掲げる書類一式を1部提出すること。

提出書類一覧	
1	プロポーザル参加資格要件審査申請書【様式11】
2	許可登録(免許)証明書等(営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可)
3	営業所一覧表(本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)
4	身分証明書等(写し可) 法人 「履歴事項全部証明書」(旧:商業登記簿謄本) 個人 「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」
5	納税証明書・完納証明書(写し可) 葛城市内業者の場合 ※右記①及び②の 両方共の提出が必要です。 ①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 ※提出日前3カ月以内発行のもの ※所管税務署にて発行 法人:納税証明書「その3の3」 個人:納税証明書「その3の2」
	葛城市外業者の場合 ※右記①の提出が必要です。 ②市税の完納証明書 ※令和3年11月1日以後に発行のもの ※本市収納促進課にて発行
6	印鑑証明書(写し可) ※提出日前3カ月以内発行のもの
7	ISO 認証機関発行の登録証の写し(取得業者のみ提出してください。)

※A4ファイルに綴じ、表紙 背表紙に商号等を必ず記入してください。

(3) 参加資格要件の審査について

上記の提出された書類を審査し、審査結果を「参加資格審査結果通知書」をもって令和3年11月18日(木)にメールまたは電話で通知する。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加表明手続きを行うこと。

6. 提案募集スケジュール概要(予定)及び受託者決定までの事務手順

(1) 提案スケジュール

順番	手続等	日程等
①	募集開始(実施要領等の公表)	令和3年11月9日(火)
②	参加申込書提出期限	令和3年11月9日(火)～11月24日(水)
③	質問受付期間	令和3年11月9日(火)～11月24日(水)
④	質問回答期限	令和3年11月26日(金)
⑤	提案書等の提出期限	令和3年12月8日(水)
⑥	一次審査の結果通知(発送)	令和3年12月10日(金)
⑦	二次審査プレゼンテーション、ヒアリング	令和3年12月22日(水)
⑧	二次審査結果通知(発送)	令和3年12月24日(金)
⑨	業務開始日	令和4年4月1日(金)

※予定ですので、各実施日について事務上の都合により変更する場合があります。

(2) 事務手順

① 募集開始(実施要領及び仕様書等の掲載)

(ア) 募集期間 令和3年11月9日(火)から11月24日(水)まで

(イ) 募集方法 葛城市ホームページに掲載します。

※本プロポーザルの公募に関する資料や様式等は、葛城市ホームページからダウンロードが可能。

② 参加申込書の提出

(ア) 申込期間 令和3年11月9日(火)から11月24日(水)まで

(イ) 提出書類

- ・参加申込書【様式1】
- ・会社概要書【様式2】
- ・保健所の営業許可証の写し
- ・栄養士(又は管理栄養士)の免許証の写し
- ・栄養士(又は管理栄養士)の雇用通知書の写し

(ウ) 提出先 葛城市役所保健福祉部長寿福祉課地域包括支援センター
午前9時から午後5時まで(土曜・日曜・祝日は除く。)

(エ) 提出方法

- ・持参の場合:事前に事務局に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参してください。
- ・郵送の場合:受領確認ができる方法(書留など)により、申込期間最終日までに必着のこと。

※提出書類が不足している場合は、受付できません。
※書類提出時における質問については一切受け付けません。

③質問の受付及び回答

- (ア) 受付期間 令和3年11月9日(火)午前9時から11月24日(水)午後5時まで
- (イ) 質問方法 質問書【様式9】に質問内容を記入のうえ、電子メールで提出してください。
メールアドレス：koureifukushi@city.katsuragi.lg.jp
※件名を「葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業委託に関する質問」とすること。
※受信確認のため、送信後に市役所の業務時間内(午前9時から午後5時まで。土曜・日曜・祝日は除く。)に事務局に電話連絡を入れてください。
※電話・来訪等による質問には応じません。
- (ウ) 質問回答及び方法 令和3年11月26日(金)午後5時までに参加者全員に電子メールにて回答

④提案書等の提出

提案書等は⑤の留意事項に基づき、見積書は⑥の記載に基づき作成し提出すること。なお、提案は1事業者につき1案とする。

- (ア) 提出期間 令和3年11月9日(火)から令和3年12月8日(水)
- (イ) 提出先 葛城市役所保健福祉部長寿福祉課地域包括支援センター
- (ウ) 提出方法
- ・持参の場合：受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。また、事前に事務局に来庁日時を電話で予約のうえ、提出書類を持参してください。
 - ・郵送の場合：受領確認ができる方法(書留など)により、提出期限までに必着のこと。

※提出書類が不足している場合は、受付できません。
※書類提出時における質問については一切受け付けません。

(エ) 提出書類等及び提出部数

提出書類等	提出部数	備考
ア 提案書【表紙】【様式3】	1部	-
イ 見積書		
ウ 1か月分の献立表	8部	正1部、副7部、計8部としA4ファイル綴じとし、インデックス等で見出しを作成すること。ただし、副には事業所名及び氏名その他事業所名を特定できる情報を表記しないこと。 また、ウ～クの順で綴じてください。
エ 類似契約実績書【様式4】		
オ 業務実施体制調書【様式5】		
カ 葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業実施に係る事項【様式6】		
キ 栄養価計算表【様式7】		
ク アピールポイント【様式8】		
キ 審査用弁当	6食分	※審査用弁当は二次審査プレゼンテーション、ヒアリング実施日の令和3年12月22日(水)に持参してください。 ※実際に配達されるメニュー、保温容器で持参すること。 ※試食に係る費用については、参加申込者の負担とする。

⑤提案書等に関する留意事項

- (ア) 本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成に必要な事項を記載してください。
- (イ) 【別紙2】「葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業委託に係る審査実施要領」及び【別紙3】『「葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業委託」に係るプロポーザルに係るプロポーザル審査基準表』に留意してください。
- (ウ) 企画提案した事項については、全て見積金額の範囲内で実施することとしてください。
- (エ) 提出部数 正1部、副7部、計8部としA4ファイル綴じとし、インデックス等で見出しを作成すること。ただし、副には事業所名及び氏名その他事業所名を特定できる情報を表記しないこと。
- (オ) 提出書類の差し替えは認めません。
- (カ) 提出書類の返却はしません。

⑥見積書作成要領

様式は自由ですが、1食当たりの単価(消費税抜)を見積もること。ただし、1食当たりの単価のうち、利用者負担金及び市委託料の内訳も明記すること。なお、本要領2(5)の提案限度額に留意し、見積書を作成すること。

⑦一次審査の結果通知

参加資格の確認及び参加申込書の添付書類を審査し、一次審査の結果については、令和3年12月10日（金）午後5時までに電子メールにより通知します。その後、書面による通知も行います。

⑧二次審査の結果通知

令和3年12月24日（金）に電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行います。選定結果は、葛城市ホームページ上でも公表します。

⑨参加辞退

参加申込書の提出後に参加辞退する場合は、すみやかに事前に電話連絡をしたうえで「参加辞退届」【様式10】を事務局に持参または郵送により提出してください。なお、すでに提出された書類の返却はしない。

7. 選定方法

審査は、【別紙2】「葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業委託に係る審査実施要領」に定めるところによる。

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和3年12月24日（金）（予定）に通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は一切できないものとする。

受託候補者は、選定後速やかに本市ホームページで公表する。

8. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

(2) 次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

(3) 契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

9. 留意事項等

(1) 失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 参加表明書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- エ 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- オ 受託候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- カ 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

(2) 留意事項

- ①提出された提案書等は返却しない。
- ②提出された提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本誌が複製を作成することがある。
- ③提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者側の負担とする。
- ④提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。
- ⑤提出された書類は、葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑥葛城市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用します。